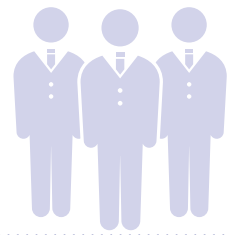


青森県職員の給与と職員数のあらまし



県では、人事行政を運営するに当たっての公正性・透明性を高めるため、人事行政の概要を公表しています。公表内容の中から、県職員の給与と職員数のあらましをお知らせします。

職員の給与は、県内民間事業所の給与実態などの調査結果に基づく県人事委員会の勧告を受け、国や他の地方公共団体との均衡を考慮しながら、県議会の審議を経て、条例で定められています。

給与

■職員の初任給与と平均給料月額状況

区分	学歴	初任給月額	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	大学卒	174,200円	330,300円	43.6歳
	高校卒	142,100円		
警察職	大学卒	194,600円	307,500円	39.2歳
	高校卒	163,800円		
高校教育職	大学卒	195,100円	375,000円	45.5歳
小・中教育職	大学卒	195,100円	388,200円	46.8歳
技能労務職	高校卒	139,500円	304,900円	48.8歳

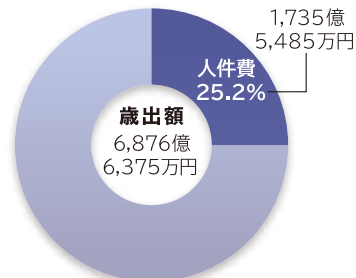
(平成27年4月1日現在)

■知事や県議会議長などの給料・報酬月額状況

区分	給料・報酬月額	備考
知事	1,016,000円	給料20%減額
副知事	873,000円	給料10%減額
県議会	議長	864,500円 議員報酬5%減額
	副議長	777,600円 議員報酬4%減額
	議員	756,600円 議員報酬3%減額

(平成27年4月1日現在)

■人件費の状況



職員数

■部門別の職員数の状況

区分	職員数		
	平成26年	平成27年	増減
一般行政部門	3,926人	3,818人	▲108人
教育部門	12,017人	11,860人	▲157人
警察部門	2,639人	2,675人	36人
公営企業等会計部門	1,120人	1,141人	21人
合計	19,702人	19,494人	▲208人

(各年4月1日現在)

■定員適正化の状況

職員数については、引き続き執行体制の簡素化を図るため、目標を定めて計画的に管理することとしています。

一般行政部門を例にとりますと、平成25年度から平成30年度までの6年間で60人以上を削減する計画に取り組んでいます。

詳しくは、人事課、県政情報センター、各合同庁舎の地域住民情報コーナーのほか、ホームページでもご覧になれます。

県庁HP [人事行政](#)

人事課 ☎017-734-9047

良医を育む地域・青森へ —青森県の挑戦—



■県の取組

県では、医師を目指す中学生、高校生の段階から、医学生、研修医、さらには第一線で地域医療を支える医師として成長した後も、医師の皆さんを応援していく仕組みとして、「良医を育むグランドデザイン」を策定し、青森県で活躍する医師が少しでも増えるよう、いろいろな取組を行っています。

その一つとして、県内で充実した臨床研修を受けることができるよう、魅力あふれる臨床研修体制づくりに取り組んでいます。

「良医」を育むグランドデザイン

3つの戦略 (平成17年11月策定)

- ①優れた医育環境(医師が学ぶ環境)を整える
- ②意欲が湧く環境(医師が働く環境)を整える
- ③仕組みを整える

■「臨床研修医セミナー」を開催しました

6月6日(土)、県内の臨床研修医を対象に、「臨床研修医セミナー」を開催しました。当日は、参加者がグループに分かれ、出題された症例について診断や治療方針等を考えるグループワークを行ったほか、国内外で活躍されている著名な医師による講演も行われました。

救急現場でのエピソードなどを交えた臨場感のある講演と意見交換に



より、大変盛り上がりました。

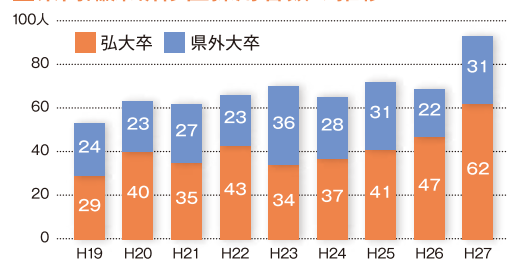
その他、臨床研修医の成長を支える指導医の先生方の養成とスキルアップを目的として、指導医ワークショップを年2回開催しています。これまで約550名の先生方が受講され、指導医として活躍しています。

■これまでの成果

県内の臨床研修医採用者数は、平成20年度以降、60人を超える数に増加し、今年度は93名と、過去最多となりました。

県では、これからも、県内の臨床研修の魅力をどんどんアピールしていきます。青森県の医療を支える若い医師がたくさん青森県に集まることを期待しています。

■県内臨床研修医採用者数の推移



医療薬務課 ☎017-734-9288

【県職員からのお知らせコーナー】自然保護課 馬場 宏志

自然公園内での建物の新築などには許可・届出が必要です



自然公園は、優れた自然の風景地として、多くの人々が訪れ、親しんでいる県民みんなの財産です。

この貴重な自然を保護するため、公園区域内での建物や工作物の新築・増改築、看板の設置、土地の開墾などを行う場合は、法律や条例による規制があります。たとえ自分の土地であっても、事前に許可・届出が必要です。



深紅の紅葉が美しい薬研渓流(下北半島国定公園)

県民の財産である自然公園をしっかり保護し、次世代に引き継いでいけるよう、皆様のご協力をお願いします。

■許可・届出が必要なもの

- 1 工作物の新築・改築・増築
- 2 木竹の伐採
- 3 鉱物の掘採、土石の採取
- 4 河川・湖沼等の水位・水量の増減
- 5 湖沼等への排水設備による排水
- 6 広告物の掲出・設置、工作物等への表示
- 7 土石や廃棄物等の集積・貯蔵
- 8 水面の埋立・干拓
- 9 土地の開墾、土地の形状変更
- 10 貴重な植物の採取・損傷
- 11 屋根・壁面等の色彩変更
- 12 指定区域内での車馬の使用等
- 13 その他風致の維持に影響を及ぼす行為

■青森県内の自然公園



公園区域や規制など、詳しくは県庁HP [青森県の自然公園](#)

【問合せ先】①国立公園内(地図の黄色部分)/十和田八幡平国立公園 十和田自然保護官事務所 ☎0176-75-2728 / 三陸復興国立公園 八戸自然保護官事務所 ☎0178-73-5161
②国定公園・県立自然公園内(地図の緑色及び赤色部分)/青森県自然保護課 ☎017-734-9256